

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十一号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「百分の十五」を「十分の二」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行し、同日以後に締結された建設工事の請負契約について適用する。